別添７

パッケージ型自動消火設備点検要領

１　機器点検

点検項目		点検方法(留意事項は※で示す。)	判定方法(留意事項は※で示す。)
パッケージ	周囲の状況	目視及び棒状温度計（ＪＩＳ規格品）等により確認する。	ア　設置場所に容易に接近でき、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ　照明設備、明り窓等が設けられて採光されていること。 ウ　湿度が著しく高くなく、温度が４０℃以下であること。 エ　直射日光、雨水等がかかるおそれが少ないこと。
	外形	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　扉の開閉が容易で、確実にできること。 ウ　格納箱は、変形、損傷、著しい腐食等がなく、床又は壁に堅固に固定されていること。
	表示等	目視により確認する。	ア　パッケージ型自動消火設備である旨の表示、操作方法、取扱説明、機器等の各種表示等が適正にされていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。 ウ　１３６号通知の別添１及び１８２号通知の別添２に定める基準に適合するものであること、又は当該基準に適合するものである旨の鑑定合格証が貼付されていること。
	同時放射区域	目視により確認する。	ア　同時放射区域の用途及び面積は適正であること。 イ　耐火構造、防火構造の壁又は間仕切壁で区画されているとともに、開口部を防火戸により区画した隣接する同時放射区域以外は、パッケージ型自動消火設備を共用していないこと。
蓄圧式消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器	目視により確認する。	ア　貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、漏液、著しい腐食、塗装のはく離等がないこと。 イ　容器本体は、容器押さえ等により取付枠又は架台に堅固に固定されていること。
	消火剤量等	液面計又はてこ秤式測定器により消火剤の量を確認し、併せて圧力計により貯蔵タンクの蓄圧力を確認する。	ア　所定の消火剤が規定量貯蔵されていること。 イ　圧力計の指針が適正範囲内であること。
	作動装置	①　目視及びドライバー等により確認する。 ②　開放装置を取り外し、起動装置を起動させ	ア　変形、損傷、脱落、リード線の劣化、切断等がなく、容器弁本体に確実に取り付けられていこと。

		て確認する。 ③ 手動起動装置を有するものにあっては、キー等を用いて手動で操作して確認する。 ※ 点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。	イ 手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 ウ 手動起動装置を有するものにあっては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。 エ 確実に作動すること。
	バ ル ブ 類	バルブ類を設けるものにあっては、目視及び手で操作することにより確認する。 ※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、 開閉操作が容易にできること。
	指 示 圧 力 計	目視より確認する。	変形、損傷等がなく、指針が緑色範囲内にあること。 ※ 指針がゼロ点の位置にある場合は、消火剤の点検を行うこと。
加圧式消火剤貯蔵容器等	消火剤貯蔵容器 外 形	目視により確認する。	ア 貯蔵容器、取付枠、各種計器等に変形、損傷、漏液、著しい腐食、塗装のはく離等がないこと。 イ 貯蔵容器本体は、容器押さえ等により取付枠又は架台に堅固に固定されていること。
	消火剤貯蔵容器 安 全 装 置		変形、損傷、つまり等がないこと。
	消 火 剤 量 等	① 消火剤充てん蓋を取り外し、充てん口より消火剤までの高さを測るか又は貯蔵タンクごとてこ秤式測定器により測定するか若しくは液面計により測定して確認する。 ② 最小必要量のサンプルを取り出し、消火剤の状態を確認する。	ア 所定の消火剤が規定量貯蔵されていること。 イ 異物の混入、浮遊物、沈殿物等がないこと。
	バ ル ブ 類	バルブ類を設けるものにあっては、目視及び手で操作することにより確認する。 ※ 点検終了後は、元の開閉状態に復元させておくこと。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 開閉位置が正常であり、開閉操作が容易にできること。
	加圧用ガス容器等 加圧用ガス容器	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、塗装のはく離等がないこと。 イ 容器は、容器押さえ等により確実に固定されていること。 ウ 容器には、高圧ガス保安法に基づく刻印がされていること。
	加圧用ガス容器等 容 器 弁	目視により確認する。 ※ 点検時の放出事故防止のため、強い衝撃を与えないこと。	ア 変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。

		作　動　装　置 (容器弁開放装置)		①　目視及びドライバー等により確認する。 ②　容器弁に密着されている容器弁開放装置を取り外し、起動装置を起動させて確認する。 ③　手動起動装置を有するものにあっては、キー等を用いて手動で操作して確認する。 ※①　点検時の放出事故防止のため、強い衝撃等を与えないこと。 ②　取り外し容器弁開放装置は確実に復旧すること。	ア　変形、損傷、リード線の劣化、切断等がなく、容器弁本体に確実に取り付けられていこと。 イ　手動操作機構を有する開放装置にあっては、操作部の著しい錆がないこと。 ウ　手動起動装置を有するものにあっては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印されていること。 エ　確実に作動すること。
		圧　力　調　整　器		目視及び次により確認する。 ①　圧力調整器の二次側の点検コック又はこれに替わるバルブ若しくはプラグにより閉止する。 ②　加圧用ガス容器の容器弁を、手動操作又は容器弁開放装置を作動させて開放し、圧力計の指度及び指針を確認する。	ア　変形、損傷等がなく、容器弁等に確実に固定されていること。 イ　指針の作動が円滑であり、設定圧力値が適正であること。 ウ　ガス漏れがないこと。
		配　　　　　管		目視及びスパナ等により確認する。	変形、腐食、著しい腐食等がなく、確実に接続されていること。
		ガス量	窒素ガス又は空気を用いるもの	次により確認する。 ①　圧力調整器のあるものにあっては、二次側に取り付けられている点検コック又はこれに替わる弁を閉止し、容器弁を手動操作又は容器弁開放装置を作動させて、圧力調整器の一次側圧力計又は容器弁に取り付けた圧力計の指針を読み取る。 ②　窒素ガス容器で質量測定方法により点検を指定されているものにあっては、スパナ、レンチ等を用いて配管を取り外し、加圧用ガス容器を取り出して容器の総質量を測定する。 ③　指示圧力計付の容器に空気又は窒素ガスを貯蔵するものにあっては、指示圧力計の指度を確認する。	ア　所定のガス量が貯蔵されていること。 イ　周囲温度における設定圧力値との差が10%以内であること。
			二酸化炭素を用いるもの	次により確認する。 ①　スパナ、レンチ等により連結管、固定用押さえ等を取り外して加圧用ガス容器を取り出し、容器ごと計量器を用いて総重量を測定する。 ②　総重量から容器重量及び開放装置の重量を	ア　所定のガス量が貯蔵されていること。 イ　規定のガス量との差が10%以内であること。

		引く。	
起動装置	周囲の状況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	損傷、脱落、汚損等がなく、取扱い方法、保安上の注意事項等が適正にされていること。
	手動起動装置	消火剤貯蔵容器用及び加圧用ガス容器開放装置を容器弁からすべて取り外した後、押しボタンを押して確認する。	ア　同時放射区域の系統に誤りがないこと。 イ　警報装置の鳴動が正常であること。 ウ　火災表示等の作動が正常であること。 エ　容器弁開放装置の機能が正常であること。
受信装置	周囲の状況	目視により確認する。	ア　火災による被害を受けるおそれの少ない位置に設置されていること。 イ　周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　スイッチ等の名称及び同時放射区域当に汚損、不鮮明な部分がないこと。 イ　銘板等がはがれていないこと。
	電圧計	目視により確認する。	ア　変形、損傷等がないこと。 イ　電圧計の指示値が所定の範囲内であること。 ウ　電圧計のないものにあっては、電源表示灯が点灯していること。
	開閉器及びスイッチ類	目視、操作及びドライバー等により確認する。 ※　装置を作動させるときは、必ず容器弁開放装置を取り外して行うこと。	ア　変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、発熱していないこと。 イ　開閉位置及び開閉機能が正常であること。
	ヒューズ類	目視により確認する。	ア　損傷、溶断等がないこと。 イ　回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。
	継電器	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	ア　脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がないこと。 イ　作動が正常であること。
	表示灯	目視及びスイッチ等の操作により確認する。	著しい劣化等がなく、正常に点灯すること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、」損傷等がないこと。
	接地	目視又は回路計により確認する。	著しい腐食、断線等の損傷がないこと。

	火災表示灯等		同一警戒区域の異なる感知部（二信号式のものにあっては、同一の感知部からの信号を含む。）から第１信号を受信したときに、火災表示灯が点灯（点滅）するとともに音響装置が鳴動し、第２信号を受信したときに、作動装置（容器弁開放装置）等に信号を送ることを、順次回路移行させ確認する。 ①　蓄圧式 火災試験スイッチを火災試験側に入れ、回線スイッチを操作する等、所定の方法により行い、次の事項を確認する。 ａ　主音響装置の鳴動並びに火災表示灯及び地区表示装置の点灯 ｂ　蓄積時間 ②　二信号式 火災試験スイッチを火災試験側に入れ、回線選択スイッチを操作する等、所定の方法により行い、次の事項を確認する。 ａ　第１信号において主音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯（点滅） ｂ　第２信号において主音響装置並びに火災表示灯及び地区表示装置の点灯 ③　その他 火災試験スイッチを火災試験側に入れ、回線選択スイッチを操作し、次の事項を確認する。 ａ　主音響装置の鳴動 ｂ　火災表示灯及び地区表示装置の点灯	ア　各回線の表示窓と番号を照合し、火災表示灯、地区表示装置の点灯（点滅）及び音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。 イ　第２信号により、作動装置に信号を送ること。 ウ　蓄積式受信装置にあっては、点検方法によるほか、蓄積の測定時間は受信装置で設定された時間に５秒を加えた時間以内であること。 エ　二信号式受信装置にあっては、点検方法のよるほか、次によること。 (ｱ) 第１信号により主音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (ｲ) 第２信号により主音響装置の鳴動並びに火災表示灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
	予備品等		目視により確認する。	ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。
選択弁	本体	外形	目視及びドライバー等により確認する。	確実に取り付けられ、変形、損傷、著しい腐食、接続部の緩み、リード線の劣化、切断等がないこと。
		表示	目視により確認する。	ア　選択弁である旨及び当該防護区画並びにその取扱い方法を記載した標識、説明板等が適正に設けられていること。 イ　損傷、脱落、汚損等がないこと。
		機能	電気式のものにあっては火災感知器の作動又は受信装置の操作により、ガス圧式のものにあ	機能が正常であること。

		っては試験用ガスを用いて確認する。	
	選択弁開放装置	①　目視及びドライバー等により確認する。 ②　当該選択弁用の起動装置を操作して確認する。	ア　端子盤で接続しているものにあっては、端子ネジ部の緩み、端子カバーの脱落等がないこと。また、リード線は損傷及び切断等がないこと。 イ　機能が確実であること。
放出導管	管及び管継手	目視により確認する。	ア　確実に取り付けられ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。 イ　他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
	支持金具及びつり金具	目視及び手で触れることにより確認する。	変形、損傷、脱落、緩み等がないこと。
放出口	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。
	放射障害	目視により確認する。	ア　放出口の周囲に消火剤の放射の障害となるものがないこと。 イ　防護区画の全域に放出できるように取り付けられ、取付け角度が適正であること。 ウ　間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の増設、変更等による未警戒部分がないこと。
非常電源（内蔵型の蓄電池設備に限る。）	外形	目視により確認する。	ア　設置位置は換気、通風がよく、じんあい、腐食性ガスの滞留、著しい温度変化等がないこと。 イ　電槽支持が堅ろうであること。 ウ　変形、損傷、き裂等がないこと。 エ　電解液の漏れがなく、リード線の接点部等に腐食がないこと。
	表示	目視により確認する。	ア　所定の電圧値及び容量の表示がされていること。 イ　基準に適合するよう蓄電池設備には、認定証票又は鑑定証票が貼付されていること。
	端子電圧	①　充電状態において電圧計により確認する。 ②　電池試験用スイッチの操作により確認する。	ア　充電装置の指示範囲内であること。 イ　蓄電池試験用スイッチを約３秒間操作して電圧が安定したときの容量が、電圧計の指定指示値の範囲内であること。 ※　電圧計等の指示が適正でない場合には、充電不足、充電装置・電圧計の故障等が考えられるので、注意すること。
	自動切替装置	常用電源を遮断し、電源の切替状況を電圧計又は電源監視用表示灯により確認する。	ア　非常電源への切替えが自動的に行われること。 イ　復旧状況が正常であること。
	充電装置	①　回路計等により確認する。 ②　専用回路となっているかどうかを開閉器の開閉操作により確認する。	ア　変圧器、整流器等から異常音、異臭、異常な発熱及び著しいほこり、損傷等がないこと。 イ　電流計又は電圧計が規定値を指示していること。 ウ　充電電源監視灯のあるものは、点灯していること。 エ　開閉器の操作により、他の負荷が点灯等されないこと。

			オ　過電流遮断機は、操作装置等に適応する容量のものであること。
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

2　総合点検

点検項目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）
感知部	所定の試験機により確認する。 ※　感知部の点検は、自動火災報知設備の点検要領に順ずること。	感度は所定の範囲内であること。 ※　感知部の判定は、自動火災報知設備の点検要領に準ずること。
総合作動状況	常用電源を遮断することにより、予備電源又は非常電源に自動的に切り替わり、機能が正常であるかどうかを次により確認する。 ①　受信装置の常用電源の主開閉器又は分電盤等の専用回路を遮断し確認する。 ②　任意の感知部を加熱（加煙）し確認する。 ③　同時放射区域を２以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、作動の連動を確認する。	ア　感知部が熱（煙）を感知し、音響装置が鳴動するとともに作動装置が作動すること。 イ　任意の感知部を加熱（加煙）した場合に、受信装置において発報した旨の警報を発するとともに、発報した警戒区域に応じた作動装置が作動すること。この場合、１の感知部が発報することにより警報を発し、同一の同時放射区域の２個目の感知部が発報することにより作動装置が作動すること。なお、最初に感知部が発報した時点で復旧スイッチを押したとき警報が停止するものであること。 ウ　同時放射区域を２以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、作動が連動していること。